

日本イギリス哲学会

第36回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

Japanese Society for British Philosophy

Program of the 36th Annual Conference

at International Christian University

期 日 2012年3月27日(火)・28日(水)

会 場 国際基督教大学 本館

東京都三鷹市大沢3-10-2

第1日 2012年3月27日(火)

9:30～	受付	本館2階 学生ラウンジ
10:00～11:00	総会	本館2階 262室
11:00～12:00	会長講演 デイヴィッド・ヒュームの読み方 中才 敏郎(大阪市立大学) 紹介者 星野 勉(法政大学)	本館2階 262室
12:00～13:00	昼食・休憩	
13:00～17:30	シンポジウムI イギリスにおける「正義」の諸相 司会: 山田 園子(広島大学)・桜井 徹(神戸大学)	本館2階 262室
13:00～13:10	発 題	司会者
13:10～13:40	第1報告 ハリントンにおける正義に基づいた民衆統治とデモクラシーのあわい 竹澤 祐丈(京都大学)	
13:40～14:10	第2報告 ヒュームのコンヴェンション概念における共同性の契機に関する考察 —正義・統治・国際関係に即して— 森 直人(高知大学)	
14:10～14:40	第3報告 20世紀初頭におけるニュー・リベラリズムと「正義」のコンテキスト 姫野 順一(長崎大学大学院)	
14:40～15:00	ティー・ブレイク	
15:00～17:20	質疑応答	
17:20～17:30	総 括	司会者
18:00～	懇 親 会	東ヶ崎潔記念ダイアログハウス1階 Aフロア

第2日 2012年3月28日(水)

9:00

受付

本館2階 学生ラウンジ

9:20～12:10

個人研究報告(報告40分、質問10分)

本館2階 251・252・253室

第1会場 本館2階 251室

9:20～10:10

中西 貴裕(大阪市立大学)
ヒュームにおける性格と習慣

司会: 柘植 尚則(慶應義塾大学)

10:20～11:10

真船 えり(日本大学・慶應義塾大学)
ヒュームにおける誇りと卑下と道徳感情

司会: 下川 潔(学習院大学)

11:20～12:10

青柳 かおり(早稲田大学総合研究機構)
18世紀前半におけるイングランド国教会と奴隷制
—キリスト教徒奴隷の自由—

司会: 岩井 淳(静岡大学)

第2会場 本館2階 252室

9:20～10:10

岡本 慎平(広島大学大学院)
J. S. ミルの現象主義的認識論と直観的知識

司会: 久米 暁(関西学院大学)

10:20～11:10

米原 優(静岡大学)
ミルの快楽説—彼はベンサムの快楽説を否定したのか—

司会: 関口 正司(九州大学)

11:20～12:10

谷口 力(法政大学大学院)
カテゴリー - ミステイクの第3パターン
—ウイトゲンシュタインと<心の哲学>との間—

司会: 一ノ瀬 正樹(東京大学)

第3会場 本館2階 253室

11:20～12:10

古家 弘幸(徳島文理大学)
アダム・スミスにおける美的判断の理論

司会: 只腰 親和(横浜市立大学)

12:10～13:00

昼食・休憩

13:00～13:30 臨時総会 本館2階 262室

13:30～14:30 記念講演 本館2階 262室
森本 あんり (国際基督教大学教授)
ハビット論による実体概念の変革 —ジョナサン・エドワーズの哲学と神学
紹介者 矢嶋 直規 (国際基督教大学)

14:30～18:00 シンポジウムⅡ 本館2階 262室
現代のイギリス哲学 —ラッセル『哲学の諸問題』出版100年を記念して
司会: 伊勢 俊彦 (立命館大学)・中釜 浩一 (法政大学)

14:30～14:40 発 題 司会者

14:40～15:10 第1報告 知覚の哲学の現在 —「素朴实在論」は復活しうるか
小草 泰 (大阪市立大学)

15:10～15:40 第2報告 功利主義者としてのラッセルと20世紀の倫理学の発展
兄玉 聡 (東京大学)

15:40～16:10 第3報告 なぜ無ではなく何かが存在するのか
—20世紀イギリス哲学における形而上学の盛衰—
伊佐敷隆弘 (宮崎大学)

16:10～16:30 ティー・ブレイク

16:30～17:50 質疑応答

17:50～18:00 総 括 司会者

18:00～ 閉会挨拶 会 長・中才 敏郎

受 付	本館2階	学生ラウンジ
会員休憩所	本館2階	201室
理事会室	本館2階	202室

ハビット論による実体概念の変革 —ジョナサン・エドワーズの哲学と神学

森本 あんり (国際基督教大学)

ジョナサン・エドワーズ (1703-1758) は、ニューイングランド生まれのピューリタン思想家なので、「イギリス」哲学の文脈でその名を聞くことは少ないかもしれない。彼は、草創間もないイエール大学を出て牧師となり、「大覚醒」と呼ばれる信仰復興運動の指導者また分析者となったが、やがて神学論争の末に教会を追われて辺境の先住民寄宿学校へと赴き、晩年は現プリンストン大学の第3代学長となった人物である。20世紀中葉に始まったピューリタン・ルネサンス以来、エドワーズは神学・哲学・文学・倫理学・科学史・社会思想史など、多方面にわたる研究主題を提供してきた。半世紀をかけてイエール大学が刊行してきた彼の批判的校訂版著作集も、全26巻をもって先般ようやく完結を見たところである。

エドワーズは、ペリー・ミラー以来「ロックとニュートンの上に鋳直されたピューリタン」と評されてきた。近世哲学の歴史を振り返ると、プロテスタントはどちらかと言えば認識論の分野の開拓に貢献しており、存在論はもっぱらカトリック神学の勢力分野である。しかし、イギリス植民地時代のハーヴァードやイエールのカリキュラム、またそこで読まれていた大陸の改革派神学などを検証してみると、ピューリタニズムはむしろカトリック就中トマスの伝統的知的遺産に深い敬意を抱いており、そこから多くを学んでいることも明らかになる。初期のエドワーズは、こうしたアリストテレス的・トマスの存在論の光に浴しつつ、存在を「慣性」habit ないし「傾向性」disposition として捉える独自の存在理解を産み出した。それによって彼は、ロックもまだ捨てることができずにいた、偶有性の基体としての「実体」という形而上学的な概念をきっぱりと捨て去っている。その結果、エドワーズの傾向的存在論にあっては、存在と行為、存在と生成、本質と力能、質量とエネルギーとが同一の範疇で語られることになる。少し大げさに言うと、エドワーズはニュートンよりも $E=mc^2$ のアインシュタインと同時代人である、ということになるかもしれない。

初期の論考に見られる彼のこうした自然哲学的な関心は、そのまま後年の神学的思索に連なり、存在の成就としての救済という理解を導くことになるが、エドワーズのハビット論がもっとも異彩を放つのは、それが神の存在の理解にも適用されている点である。神は、純粹現実有という完全飽和状態に静止して蟄居する実体ではなく、不断の行為であり生成であり関係である。神の存在は、すなわち神の行為である。神は、無限の善の傾向性により内在において充溢しているが、その同じ傾向性の発現によって外へと「流出」emanatio し、経綸的行為としての世界創造を結果する。世界の存在は、それゆえ神の傾向性発現の必然的な条件ないし法則性の編み目として理解され、これが世界の継続性・自律性・定常性を保証することになる。外界の存在は、パークリでは神的主観の認知において、ヒュームでは人間主観の連接においてようやく担保されるが、エドワーズではハビットに固有な存在論的地位が認められるため、こうした不可知論的帰結を免れている。これは、後にC・S・パースが論じることになる「構造的存在」とほぼ同義である。

なお本講演は、おおむね以下に執筆した内容を下敷きに行っている。Anri Morimoto, *Jonathan Edwards and the Catholic Vision of Salvation* (Pennsylvania State University Press, 1995), 森本あんり『ジョナサン・エドワーズ研究—アメリカ・ピューリタニズムの存在論と救済論』(創文社、1995年)

第1報告

ハリントンにおける正義に基づいた民衆統治とデモクラシーのあわせ

竹澤 祐丈(京都大学公共政策連携研究部・経済学研究科)

本報告は、「イギリスにおける『正義』の諸相」というテーマに即して、近世英国共和主義思想の重要人物とみなされてきたジェームス・ハリントン(1611-1677)の民衆的統治論について検討する。その目的は、彼が目指した「正義に基づいた民衆的統治 popular government」がどのようなものとして描かれ、そして民衆はその理想の政体においてどのような役割を期待されていたのかを明らかにすることにある。

本報告では、『オシアナ共和国』(1656)と『民衆的統治の優位性』(1658)の第一分冊を主たる素材として、次のように議論をおこなう。第一に、ハリントンにとっての理想的政体である民衆的統治は、単独支配 monarchy、少数支配 aristocracy、そして多数支配 democracy の三つの単純政体からなる混合政体の一種であり、しかも多数支配を担う民衆が決定権を持つ混合政体として提示されていることをあらためて確認する。すなわちハリントンの主張とは、同時代人の多くが構想するような、君主政が決定権をもつ制限君主政的な混合政体とも、多数支配の原理だけが貫徹される単純政体とも異なる政体を理想とするものである。この点に関して、民衆や多数支配に関する王党派やミルトンなどの同時代人の理解と比較しながらハリントンの解釈の特徴を析出したい。

第二に、民衆的統治としての混合政体において、多数支配を担う民衆を重視したことと一見矛盾するように見えるハリントンの別の主張、すなわち自然的貴族 natural aristocracy の重要性を強調する議論を簡潔に紹介しつつ、理想の混合政体において民衆が自然的貴族とどのような関係を持つべきとされているのか、そして民衆はどのような機能を求められているのかを分析する。ハリントンは、自然的貴族と民衆とは、政治的能力に関する共通理解を前提にした、機能的な相互補完的關係にあることを強調しつつ、民衆の重要性のみを主張するマキャヴェッリに反論している。すなわちハリントンによれば、「真の自然的貴族こそが多数支配の最も基本的な根源」であり、両者は心臓の左右の心室に例えられるような対等な関係にある。この協働関係において民衆の機能はどのようなものとして把握されているのかを明らかにしたい。

そして第三に、前記の協働関係を背後で支えるものとしてハリントンによって主張されている「正義 justice」の内実を把握しながら、その同時代的意義を明らかにする。ハリントンは、自然的貴族と民衆の区別を論ずる際に、両者の機能的対等性ととも、ある種の配分的正義に基づく区別(同輩中の対等性)を強調している。それは、先行研究の一部が強調するような、自然的貴族と民衆とからなる財産所有者である市民と無産者とを区別し、後者を政治から排除することを主目的とするものではない。むしろハリントンが配分的正義を重視した理由は、市民とされるべき母集団の中から王党派を排除することに反対の意を表明するためであった。すなわち彼は、本来であれば同輩者として扱われるべき人々の一部が、その政治的信条を基に排除されることの弊害を同時代人に説くために、配分的正義に基づく政治・社会観を提示する。換言すれば、排除や差別の論理として言及されることの多い、アリストテレス的な配分的正義論を、17世紀中葉のイングランドにおいて、いわば和解と包摂の議論として展開しながら、共和政支持者に限らず王政支持者であっても等しく政治的権能を行使しうる市民として扱うべきであると主張するのである。

*本発表は、拙稿「近世英国共和主義思想における社会と国家」『政治思想研究』第11号、2011年で論じたハリントンの自然的貴族政論と相互補完関係にあるので、事前に参照いただければ幸いである。

*本発表は、平成23年度科学研究費(課題番号23530239)による研究成果の一部である。

第2報告

ヒュームのコンヴェンション概念における共同性の契機に関する考察
—正義・統治・国際関係に即して—

森 直人 (高知大学)

ヒュームによれば、正義の規則、統治への服従、国家間の正義は人々の中の「コンヴェンション」に基づく。この概念については膨大な研究蓄積が存在するが、本報告では、与えられたテーマ「イギリスにおける『正義』の諸相」に即して、あらためてヒュームにおけるコンヴェンションを取り上げ、それを特に「共同性」の契機から考察したい。具体的には、正義の規則の形成、統治者と被治者の関係、各国の統治者間関係という三つの局面におけるコンヴェンションの作用について検討し、そこに人々が自他の利益の均衡を共に求めるという意味での共同性が見出されうるか、という点について考察する。

ヒュームは、『人間本性論』においてコンヴェンションを「共同の利益についての共通した認識 a general sense of common interest」と呼び、ある共通の行為形式（たとえば他者の所有に手を出さないこと）によって自己と他者の双方に同じ利益が与えられるということが、自己と他者の双方に同じように認識されることによって、その行為形式が試行錯誤の過程を通じて次第に人々の行為を規整する規則となると論じている (T 3.2.2.10)。これについて報告者は、幾つかの先行研究に基づきつつ、上の表現に見られる自他の利益と認識についての共同性に着目したい。

この視点が意味を持つのは、自己と他者の双方の利益を認識しその均衡を求めるという営みが、単なる行為の規則としての「正義」よりも根源的な意味での「正／不正」の観念——たとえばアリストテレスのそれ——と関わりを持つと考えられるからである。それゆえコンヴェンション概念における共同性を問うことは、ヒュームの社会認識のうちに、(古代由来の思想に見られるような) 自他の認識の共有を通じた動的な社会形成の次元がどの程度存在するかを問うことを意味する。もちろん、ヒュームにおいて正義は、自己利益がよりよく実現されるための自己抑制の規則と捉えられており、その点で彼は、ある社会における正／不正を人々が共同的に判断することを重視する種類の正義論からは大きく隔たっている。しかし規則としての正義を重視することは、規則形成の試行錯誤的な次元において、正／不正についての人々の共同的な判断が何らかの重要性をもつことを、必ずしも排除するものではない。本報告では第一に、この自己利益に還元できない共同性の次元がヒュームの正義論に見出されうるか否か、『人間本性論』の叙述に即して検討する。

他方で、統治への服従もまた、正義の遵守と全く同様にコンヴェンションに基づく (T 3.2.8.4)。報告者の解釈では、ここでのコンヴェンションは、統治者が被治者に与える正義の執行という利益と、被治者が統治者に与える統治への服従（それを通じた統治の安定）という利益の相関関係として捉えられる。ここで、もしもこの相関関係が、統治者と被治者が互いの利益を共同して均衡させるという契機を含むならば、ヒュームにおける統治関係を、(単に自己利益に基づく規則ではなく) 共同の利益についての合意に基づく正しい統治への傾向性を有するものと捉える新しい解釈の可能性が生じる。この視点から、統治に関するコンヴェンションにおける共同性の意義を検討するのが第二の課題である。

本報告では第三に、国際関係におけるコンヴェンションについて検討する。ヒュームによれば、統治者間(国家間)にも私人間と同様の正義の規則が形成されるが、統治者にはそれに違背することが許容される (T 3.2.11.2-3)。報告者の解釈では、ここは統治者間と、統治者・被治者間の二つのコンヴェンションが交錯する地点であるように思われる。本報告では最後に、この地点に即して、ヒュームのコンヴェンションがどこまで共同性の次元を持つのか(あるいは持たないのか)、検討を試みたい。

第3報告

20世紀初頭におけるニュー・リベラリズムと「正義」のコンテクスト

姫野 順一 (長崎大学大学院)

本報告では、T.H. グリーンの伝統を引き継ぎ、20世紀初頭のCOS (Charity Organization Society) による社会改革のオピニオン・リーダーとなるバーナード・ボザンケと、1906～14年の自由党による行政立法に影響をおよぼした、J.A. ホブスンおよびL.T. ホブハウスの「ニュー・リベラリズム」における「正義」言説のコンテクストを対比し、正義の歴史的諸相を考察する。

この介入的な行政立法を支えたニュー・リベラリズムを Andrew Vincent と Raymond Plant は、①家父長的な政治家、官僚、ジャーナリストの仕事に帰せられるエリートによる立法要求、②社会主義者や労働者の経済的・社会的な権力、③社会的正義を追求する立法と特徴づけた。自由社会のもとでの「社会正義」は行政改革を基礎づける重要な言説である。

これにたいしボザンケは、ミル以来の個人の「性格 character」形成を経済＝倫理的な独立要件として重視する。ボザンケは「自己抑制 self-restrain と自治 self-government」による「相互作用 interplay」で形成される高次の個人性 individuality が、社会組織における共通善、あるいは共通の自己を形成するという。ボザンケにおいてこの「相互作用」が政治的正義の中核であり、これが公平な人間能力を発展させ、公共の福祉を効果的なマネジメントで保障し、必要な個人の社会行為をうながす。このようなボザンケの個人に立脚する主意主義的な社会改革は、COS のリーダーシップに見られる特徴である。ここでボザンケは、「正義は、新しいものを導入する心の習慣」であり、「あらゆる人に彼の義務を与える一セットと恒常的な目的」であると捉えた師グリーンのを継承している。

これに対しホブハウスの見地はより社会経済的であり、「政治的および市民的な自由の見地から、経済的および社会的正義が最も優生な作用因 agencies である」とみる。ホブハウスにおいて正義は権利を維持し、誤りを正す手段であり、法と政府の公平 impartial な権威である。この「公平な正義の進化」は健康的な社会的統一の基礎であり、「一般規則 common rule」がこれを維持する。社会が生み出す不平等を是正するのは、経済的・社会的正義を体現する「社会的マインド」である。ホブハウスにおいて、この経済的・社会的な正義を実現するのは国家の活動であり、その公共的な責任を保証するのは政治における民主主義である。かくてホブハウスにおける正義は、倫理に一致した社会の再組織化に向けた討議的な運動としての社会進歩のなかに取り込まれる。ここで有機体進化のメタファーは新自由主義の重要な要素となる。ホブハウスの正義は、社会有機体として認識された政治経済の政策原理となっている。

ホブスンは「社会的効用」が有機体の社会進化の中で実現するとし、国家介入の必要を主張する。ホブスンにおける社会的効用とは、社会の成員が性質、習慣、教育、制度およびビジョンを共通にし、一般意志が作用する社会の善、つまり制度化された共通善である。

ホブスンは社会的財産が個人の活動起源のものではなく、不平等な財産に基づく不労所得として歪められているとみる。ロックを意識していると思われるが、個人的な能力に応じて諸権利が諸領域に割り当てるという自然的所有権の考えを持ち出し、「機能と栄養の生理学的関係の中に所有の自然的な基礎が存在する」という。ここから「権利」として個人の能力支出と成果の享受が一致すれば、「社会的効用」が実現する。社会の浪費部分は余剰のレントとしても析出され、民主的な「国家」により「機会の平等」が保障されれば、社会的正義が功利的に実現されるということになる。

ボザンケと対比されるホブスンおよびホブハウスのニュー・リベラリズムにおける正義のコンテクストは、経済的・社会的な国家介入の原理に組み替えられている。

個人研究報告

ヒュームにおける性格と習慣

中西 貴裕 (大阪市立大学)

周知のように、デイヴィッド・ヒュームは、物理的現象間における恒常的连接と人間の動機・行為間の恒常的连接とを平行なものとして捉え、それらの観察者において生じる因果推論、並びに感得される必然性を同質であるとみなしている。そして、これこそが「実験的推論方法を精神上的の主題に導入」し、自然科学と社会科学を同一の方法論に基づいて考察しようとする彼の哲学の要諦であるように思われる。

しかしながら、上述の二種類の恒常的连接は、厳密な意味で平行ではない。というのも、行為の原因とされる動機は物理的現象と異なり観察が不可能であり、また動機及び行為は一回限りのものという性格が強い為、因果推論の形成が困難であるように思われるからである。そしてこの困難は、動機と行為という道具立てのみに依拠する限り、当該の行為それ自体を直接に道德判断及び帰責の対象となすことができないという難点を必然的に伴っている。

多くの論者によれば、こうした困難を解消させているのがヒューム哲学における「性格(character)」の概念である。論者によって解釈に差異はあるが、概ね性格は一種の傾向性であり、またある程度の持続的性質を有すると考えられている。そして個々の行為は持続的性格の「表徴(sign)」とみなされうるので、我々の道德判断が向けられる(道德感情を抱く)対象は行為者の性格だとされる。

だが、再び多くの論者によって指摘される通り、性格概念の導入はそれに由来する新たな困難、すなわち性格の实在性と客観性の問題をもたらしている。性格を、それが行為を介して表出されない間も長期に亘って持続するものと解するならば、ヒュームが明示的に否定した心的実体に類するものの復活を許してしまうし、他方、性格が行為の観察者が行為者に対し帰属ないし投影させる主観的想定以上のものでないならば、道德判断の客観性や普遍妥当性が大きく揺るがされる。私見によれば、これは狭義の性格に由来する行為のみが専ら道德判断の対象になるという、解釈に先立つ前提に基づく問題である。本発表の目的は、既存の考察では比較的顧みられることの少なかった習慣と行為および道德判断の関係を再検討し、上述の問題に一定の解答を与えることである。

習慣は、物理的現象に関する因果推論の形成を説明する際には専ら行為や想念を輕易にする働きが取り上げられていたが、道德論においては別の重要な側面を持っている。すなわちヒュームによれば、習慣は一般化され洗練されるにつれてその習慣を採用した本来の動機(私的利害)についての人々(当人を含む)の顧慮を低下させる原理であり、有益な習慣は人為的な徳としての正義の起源となる。それ故、既に確立されたある種の習慣は、それを有する、つまり習慣に従い行為するという事実自体が観察者の利害関心から離れた道德判断の対象となると考えられる。

また、性格由来の行為と習慣由来の行為の差異はその恒常性・規則性に存する。性格と行為の間にはある程度の斉一性が見出されるが、それは限定されており、性格から行為への予測・推論は経験に依存する。ヒュームは多くの場合この二種類の行為を区別せず語るが、むしろ諸習慣の集積が行為者の性格の一部をなすことを彼は当然視していたとみるべきだろう。彼がしばしば唆する性格の改訂可能性は、人が道德的是認(否認)の対象となる習慣を自由に選択できることを示していると理解できる。即ち、社会的地位や人間関係、あるいは個々の状況に応じて要求される様々な習慣を身につけ、他者の期待に沿って行為できる人間こそが道德的是認に値するのである。

ヒュームにおける誇りと卑下と道德感情

真船 えり (日本大学・慶應義塾大学)

『人間本性論』第二巻「情念について(以下、情念論)」は、ヒューム自身が述べる通りであるとすれば、第一巻「知性について(以下、知性論)」とひとつつながりの論究となっており、第三巻「道德について(以下、道德論)」は他の二巻とはある程度独立に読むことができる。「情念論」と「知性論」が観念説という方法論によってひとつつながりであることは、第二巻の冒頭にその方法論が繰り返されていることから明らかである。またその目指すところは人間本性の諸原理の解明による「人間の学」の樹立であることは「序論」に述べられている。ヒュームは、道德判断はいわゆる道德感情によると主張しているとされていることから、「情念論」は「道德論」を論じるために必要不可欠であるように思われる。したがって「情念論」は、方法論的には人間本性の諸原理による情念の理論的解明という方向性をもちながら、内容的には「道德論」と密接に関連するという構造をもつことになると思われる。ところが、「情念論」の論証の構造やそれについてのヒュームの真意は、「情念論」と「道德論」の関係についてヒューム自身が明示的に論じておらず、またそれ以後発展的に論じていないこともあり、長い間理解されず、いまだに難解で未解明の部分が多いと言わざるをえない。

ケンプ・スミスは、誇りと卑下、愛と憎しみについてのヒュームの扱いは、第二巻の三分の一以上を占めるにもかかわらず、「ヒュームの倫理的な問題についての直接的な関連はあまりなく、彼の体系において真に独特の役割をまったく果たしていない」とさえ述べていた。しかし、これは一般にはそのように見える、ということだったのであろうか。なぜならケンプ・スミスはそのすぐ後で、「ヒュームの情念論とその倫理的教義との間の結合の緊密さとその分離不可能であることをできるだけ明らかにしよう」と述べるからである。しかし、誇りと卑下に関するかぎり、それらの情念の対象と原因の区別についての検討はなされているが、それらの情念の「道德論」との関係については言及されていない。また、アーダルの『ヒューム「人間本性論」における情念と価値』以来、道德感情は穏やかな間接情念であるとする解釈が有力であるとみなされているが、激しい情念とされる、誇りと卑下、愛と憎しみが、どのようにして穏やかな間接情念となるのかなど、ヒュームのテキストとの関わりにはいまだに不明な点が少なくないように思われる。

本報告では、ヒュームが「情念論」で論じた間接情念のうち、誇りと卑下を取り上げ、それらの情念に関する論証において、人間本性の諸原理による理論的解明との関係および「道德論」との関係という観点から、ヒュームが論じようとしたことはどのようなことであったのかについて考察したい。

18世紀前半におけるイングランド国教会と奴隷制 —キリスト教徒奴隷の自由—

青柳 かおり (早稲田大学総合研究機構)

18世紀、イギリス領アメリカ植民地における奴隷制はイギリスの繁栄を支えており、奴隷貿易が盛んに行われていた。一方で、イギリスの諸教会によって奴隷にキリスト教を布教しようという試みがなされていた。その中でも、布教に熱意のあったイングランド国教会聖職者は1701年に海外福音伝道協会 (the Society for the Propagation of the Gospel in Foreign Parts, 以下SPGと略記) を設立し、異教徒への布教を本格化させていった。SPGは宣教師を送り、異教徒の教育や洗礼を奨励した。本報告では、奴隷貿易廃止運動以前の18世紀前半に、SPGをはじめとする国教会聖職者たちが奴隷制をどのように考えていたのかを明らかにしたい。SPGは毎年、年次記念大会において一人の聖職者が説教を行い、その説教が刊行されていた。国教会の公式な布教団体であるSPGの説教は、国教会の布教方針を理解するために有益である。このSPGの説教や、奴隷に言及した国教会聖職者の重要な説教および著作を検討する。

当時、奴隷商人やプランターは、アフリカ人奴隷を人間ではなく家畜や財産ととらえていた。奴隷は野蛮で愚かで魂もなく、キリスト教教育を受けることは不可能であるとみなした。SPGを初めとする多くの国教会聖職者も、奴隷は野蛮で愚かな異教徒であると考えていたが、教育は可能で、同じ兄弟であり救われる魂があると主張していた。しかし、彼らは奴隷制についてはどのような思想を持っていたのであろうか。彼らは、聖書において奴隷制は禁止されていないと考えていたようである。

たしかに、古代以来、キリスト教徒になることによって解放された奴隷がいた。イギリス人の間では、キリスト教と奴隷制は両立しない、奴隷は洗礼を受ければ自由になるという観念や慣習があり、奴隷所有者は奴隷のキリスト教化には強く反対していた。しかし、聖書では創世記第9章ノアと息子たちをはじめ、奴隷制を認める記述が多くみられ、奴隷制は正当化されるのであった。国教会聖職者は、聖書に基づいて主人と奴隷の関係について述べていた。たとえば、使徒パウロは様々な書簡の中で奴隷に主人への服従を説いており、特にコリントの信徒への手紙一、第7章20節、24節において、キリスト教徒奴隷に「おのおの召されたときの身分にとどまっていなさい」と指示しているのである。ただし、第7章21節“Art thou called being a servant? care not for it: but if thou mayest be made free, use it rather.”では、召されたときに奴隷であった人に対して、もし自由になれるなら自由になれか、たとえ自由になれるとしても奴隷にとどまれか、解釈が分かれており現在も論争がある。18世紀イギリスにおいて、ジョン・ロックや国教会聖職者の一部は自由説を取っていたが、SPGの説教ではこの21節を引用したものはなかった。

一般的に国教会では、イエスはすべての人のために血を流されたので、キリスト教徒になれば、肌の色や奴隷状態に関係なく魂は救われる資格があるとした。ただし、キリスト教徒奴隷は、罪から自由になって来世で天国へ入れるとしても、現世の状態からは自由になれず、奴隷身分は変わらないと考えられた。奴隷制は神の法に矛盾するものではなく、人間の法によって変更されるまでは、主人の奴隷所有や財産には何も変化は生じない。SPG年次記念大会の説教の中で奴隷制に関して特に重要なものとして、セント・アサフ主教ウィリアム・フリーウッド(1711)、ロンドンデリ首席司祭ジョージ・バークリ(1732)、オクスフォード主教トマス・セッカー(1741)などの説教がある。その他、ロンドン主教エドマンド・ギブソンの『ロンドン主教の二つの書簡』(1727)、バークリの『我々の植民地により良く教会を供給するための提案』(1724)などの著作がある。これらの文献や、奴隷制および奴隷と主人について述べている聖書のテキストを分析し、イングランド国教会の奴隷制についての思想を明らかにしたい。

J.S. ミルの現象主義的認識論と直観的知識

岡本 慎平 (広島大学大学院)

J.S. ミルは『自伝 *Autobiography*』において、その主著『論理学体系 *A System of Logic*』の執筆意図を、ウィリアム・ヒューウェルやウィリアム・ハミルトンらの直観主義に対する批判であると述べている。例えば、「精神の外部にある真理を、観察と経験とは独立に、直覚や意識によって知ることが出来るという考え方」を持つ直観主義が、「間違っただ理論や制度の大きな知的支柱」となっていることに対抗するため、「直覚主義哲学者が、それ以前には難攻不落だと考えていた」問題に対して「経験と観念連合から独自の説明をした」ことが『論理学体系』の意義であると。また倫理学の側面から見ても、『功利主義論 *Utilitarianism*』において、ミルは倫理学の学派を帰納学派と直観学派に分類し、自らの立場を前者に置いていることは言うまでもない。このようにミルは直観主義に対して強い対抗意識を持っていた。

しかし一方で、ミルは全ての直観的知識を否定したわけではない。より正確に言えば、ミルがその知的生涯を一貫して直観主義者を批判し続けた理由は、彼らが直観に依拠して科学や政治、道徳の問題を論じていたからではなく、彼らがそういった問題における直観の役割を、無制限に拡大していたからである。ミルは直観的知識の範囲に厳しい制限を科しているものの、推論の前提としての直観的知識の重要性についても論じている。このようなミルの認識論的問題はジェフリ・スカルやジョン・スコラプスキらの研究によってある程度整理されたものの、例えば直観的知識がミルの倫理学や社会思想においてどのように展開されているのかなど、未だ残された問題は多い。

本報告ではまず、ミルの認識論を「世俗的バークリー主義」として規定する。ミルはバークリーの非物質論を受け継ぎ、あらゆる外的対象についての知識をオリジナル・データ、すなわち自己の感覚情報へと基礎づける。ミルによれば、このオリジナル・データは「直接的直観 *direct intuition*」によって把握されるものである。しかし、例えば A.J. エイヤーが度々賞賛するように、ミルはバークリーが認識の客観性の保障として神の認識を要請した点を不徹底と批判し、外的対象についての知識は「恒常的な感覚可能性」とであると主張する。第一に、このバークリーの受容と、そこからの乖離の問題を明らかにする。第二に、そもそもミルは直観的知識として何を認めたのか。その問題を『ウィリアム・ハミルトン卿の哲学の検討 *An Examination of Sir William Hamilton's Philosophy*』において、外的知識を内観的方法 *introspective method* という誤った方法によって基礎付けたとハミルトン卿を批判する点から明らかにする。ミルは、外的対象についての知識を直観的に把握可能とみなす点に、ハミルトンの内観的方法の問題点を見出している。それに対してミルの提唱する心理学的的方法 *psychological method* では、直観的知識の役割は非常に制限されたものとなる。

さらに、本報告の主眼は規範理論にある。先に述べたように、ミルにとって最大の問題は、道徳や政治における直観の乱用である。以上の考察を通して、役割を制限された直接的直観が、ミルの実践の論理の中でどのように用いられているのかを論じる。例えばジョナサン・ライリーは、ミルの現象主義的認識論が自他の利害の比較考慮の際に重要な役割を果たしていることを示唆したが、それだけではなく、ミルの直接的直観が規範性の問題やアートの目的設定においても重要な役割を演じている点を確認したい。

個人研究報告

ミルの快樂説 —彼はベンサムの快樂説を否定したのか—

米原 優 (静岡大学)

ミルが『功利主義』第二章の中で、「人間特有の諸能力の行使により得られる高級な快樂は、こうした活動なしで獲得可能な低級な快樂よりも望ましい」と主張したことはよく知られているし、数多くの研究者たちによって批判的に検討されてきた事柄でもある。とりわけ、そういった主張は「快樂、及び苦痛の不在という意味での幸福が、そして、そのみが目的として望ましいものである」という快樂説と合致しているのか、それとも、幸福のみならず人間独自の能力も望ましいものと認めているがゆえに、それに背くものと見るべきなのかについては、今なお議論的となっている。

これに関し、発表者自身の見解を言うならば、ミルの主張は快樂説に則したものと考えるべきである。しかし、本発表で問題とするのは、かかる主張を同説からの逸脱と捉える人のみならず、そうした見方を否定する人によっても依拠されている一つの前提、すなわち、「高級な快と低級な快という区分を導入することで、ミルはベンサムの快樂説を否定しようとしている」という認識である。

こういった認識に立脚した研究は、彼の本来の意図を見誤ったものと言わざるを得ない。というのも、ローゼンも論じるように、「高級な快樂の方が望ましい」という主張は、ベンサム批判ではなく、その擁護の文脈において為されているからである。『功利主義』第二章で展開される議論に従いつつ、あらかじめ述べておけば、そこで試みられているのは、「快樂以上に高尚な人生の目的は存在しない、と主張する功利主義は低俗な思想である」と難じる者に対し、「批判者たちによって称揚される人間特有の諸能力の行使が、低級な快の追求以上に望ましいものである」ということは、ベンサムが示した枠組みに依っても説明可能である」と応答することである。つまり、ミルの目指すところは、功利主義を否定する人による論難はベンサムにも当てはまらないということの論証なのである。

本発表の目的は、高級な快に関わる彼の議論がベンサム支持の表明とみなされる理由を明らかにし、そうした擁護論が今現在の福利論との関連でいかなる意義を持つのかを考察することにある。構成は以下の通りである。まず、第一節において、ベンサムが提示する快樂の価値の評価基準をとりあげる。続く第二節では、「高級な快の方がよい」というミルの判断がそうした基準に則ったものであることを明らかにし、それをもって、かかる判断がベンサム肯定論の中で出されているということの証左とする。さらに、第三節においては、前節で提示された解釈と矛盾するよう見えるミルの叙述のいくつかを検討し、その上で、これらが当解釈の妥当性を否定する論拠とはなり得ないものであることを示す。このような叙述には、「ベンサム論」の中の有名な一節、すなわち、「快の量が同じならば、プッシュピン遊びは詩と同じぐらい善いものである」というベンサムの発言への言及も含まれる。最後に結論で、ミルによるベンサム擁護にどういった意義が見いだされるのかを現代の福利論の視点から考察する。

カテゴリー - ミステイクの第3パターン — ウィトゲンシュタインと〈心の哲学〉との間 —

谷口 力 (法政大学)

一般に、哲学が扱う問題には結論がないと言われる。むしろその考える過程こそ哲学だとすら言われる。〈心の哲学〉もその典型で、多様な説が提出されながら今なお議論は続いている。しかし、一般に求められる結論とは説明という意味ではないだろうか。説明とは、当の事実を知っている人が行いうる行為であるが、それができないということは、それを人は知っていないということである。つまり、心とは説明する対象ではないのである。

ウィトゲンシュタインは『論理哲学論考』で、語りえないものを語りうるものから区別し、語りえないものを語ることを哲学から除外した。知らないもの(=対象ではないもの)を説明しようとする学説とは、語りえないものに対するお喋りでしかない。その場合に結論を求める問いとは、問いの立て方が誤っているのであり、その誤りを指摘するという仕方によってのみ、その問いは解消する。

現代の〈心の哲学〉が、後期ウィトゲンシュタインの「私的感覚」を巡る考察からの産物であるのは事実かも知れないが、その多くはおそらくウィトゲンシュタインの議論の誤読ないし反論から成り立っている。それはウィトゲンシュタインが心を認めているか否かについての多様な解釈がありうることに起因していよう。というのも、ウィトゲンシュタインの基本的立場は、G. ライルのカテゴリー - ミステイクの議論と同義的に理解できるが、そこから導かれる行動主義には、『哲学探究』では同意しない記述もあるからである。

本発表の要点は、ウィトゲンシュタインと、「心」を論じる諸説との間の根本的な溝を明らかにすることである。その論点は、ライルがカテゴリー - ミステイクの分析によって区別し、ないものとして排除したものが、別の仕方対象化を被りつつ、さらにカテゴリー - ミステイクされているということである。ライルの視点が、日常言語の明らかな文法的誤用と同様の誤用が実はデカルト的二元論の哲学言語にも潜んでいるという、言わば、カテゴリー - ミステイクの第2パターンであったとすれば、本発表の視点は、その第3パターンである。

〈心の哲学〉とは偏に、ないものを「ないもの」として対象化した上で議論される説明の手続きである。そこでこの第3パターンは二方向への誤りを導く。第一に、行動主義や消去主義によって、心が幽霊のように「ないもの」と定義されることで、心という語の実際の使用の有意味性が無視されることであり、第二に、物とは異なるタイプの「ないもの」であるはずの心にお身体への因果性を認めようとする理論から、結局二元論と同じ道筋(=心の実在化)が維持されることである。これらの点は、同一説であれ、機能主義であれ、エピフェノメナリズムであれ、同じである。

心などない、とウィトゲンシュタインが言うのであれば、それは物理主義としてではなく、心は対象ではないという、言わば、問い以前の前提としてであると思われる。なぜなら、確かに心は言語の中で、(ライルも認めるように)物とは異なるタイプとして存在するからである(ただし、D. デイヴィドソンの言う意味ではない)。

では、いかなる仕方では心は存在するか。外的刺激と脳の働きとの間にあるように思われるものを人は心と呼ぶかも知れないが、そのような場所はない。むしろそれはまさにその反応、私の生き方そのもののことではないか。それは私の対象ではなく、私の生によって貫徹された、私をそうあらしめる形式に他ならない。その場合、振舞いによってしか心が他人に理解されないのは当然だろう。かくして本発表の狙いは、心とは、生き方としての形式として示される、という帰結と共に、心の対象化を要請する一切の説明を無意味なものとして斥けることである。

個人研究報告

アダム・スミスにおける美的判断の理論

古家 弘幸 (徳島文理大学)

本報告は、アダム・スミスが自身の道徳哲学の記述のために、美的判断 (judgment of merit: 自己利害関心を含む審美的判断) に関する新たな理論を構築し、近世の市場経済が人々の美的判断の合意から意図せずして形成されてきた次第を描写した側面を取り上げる。

美的判断に関するスミスの理論は、種々雑多な感情や利害を持つ人々同士が、それにも拘らず価値判断を通じて合意を形成し、しかもそれを「公平な観察者」の共感を通して公平に成し遂げるメカニズムを表現するためのものであった。

本報告は、スミスが論じた美的判断は社会の大多数の人々に広く実践され、市場経済のあらゆる側面に深くかわる行為として描かれていることを強調する。美的判断は、洗練された商品への需要を喚起し、対価を払うだけの価値を消費者が認識する際の判断を形成する。また虚栄心や野心の原動力になり、人々を富の追及に駆り立てる。商品の生産における様々な工夫や発明、新機軸を生み出すのも美的判断である。市場経済において商品は、単に役に立つものとしてではなく、それ自体で美しいもの、目的とする有用性に対して様々な手段を精巧に組み合わせ合わせた適合性 (fitness) の産物、消費者の美的判断に訴える魅力的なものとして生産される。必要性ではなく適合性こそ、商品の精巧さが消費者にもたらす心地よさと需要喚起の秘密である。例えば1783年にパリ条約によって米大陸植民地が独立することが取り決められた後、バーミンガムの対米貿易が激しい勢いで成長し続けたが、スミスはこの変貌を、シェフィールドのような従来の金属産業の中心地で生産された「必要または有用」のための商品とは反対に、バーミンガムの釘、バックル、金属製ボタン、ペン、その他の金物類が「流行または道楽」のための商品であったからと考えていた。必要性ではなく、適合性に心地よさを感じる美的判断こそが、市場経済の原動力である。

生存のための有用性ではなく、美的判断によって感じられる心地よさを魅力として富は生産される。その結果、美的判断は生存のための有用性をはるかに超える富の生産の刺激要因となる。この余剰分が、生産を担う社会の貧民大衆に分配されることで、市場経済の秩序が公正なものとして確立される。この分配の背後で人間の意図を超えて働く経済原理を、スミスは『道徳感情論』(1759年)において「見えざる手」と表現した。

また美的判断は、「公平な観察者」による是認を求めることを通して、富の追求における利己心の抑制に貢献する。富の需要側、供給側の双方において、人々が自己利害を正しく判断し理解し、市場経済において秩序正しく振舞う上で、美的判断は欠かせない要素でもあった。スミスが『国富論』(1776年)においても、引き続き美的判断について詳しく論じたことは、市場経済における「自然価格」の決定要因として、通説とは異なりスミスが必要サイドの理論をも構築していたことを示唆する。消費者の美的判断と商品選好要因についての分析は、スミスによる経済成長過程の記述に不可欠な要素でもあった。スミスは消費者の美的判断の形成と性格に関して、また消費者の欲望が近世欧州における市場経済の進展とともにどのように変化してきたかに関して、明瞭な考えを持っており、消費者の美的判断が経済成長や生産の増大に決定的な影響をもたらすと捉えていた。

スミスにおいて美的判断は同時に、供給側の生産者にとっても、顧客である消費者の間で支配的な美的判断を理解し、商品生産と販売に反映させていく上で死活的に重要な要素としても論じられていた。スミスによる美的判断の議論は、単に消費者の美的判断に留まらず、供給サイドの次元をも包摂した体系的な経済分析であった。これらの議論を通して、美的判断の理論が、スミスの道徳哲学の支柱の一つであったと、本報告は論じる。

第1報告

知覚の哲学の現在 — 「素朴实在論」は復活しうるか

小草 泰 (大阪市立大学)

本報告では、イギリスを中心として、現在の「知覚の哲学」の動向を概観し、その中で特に、近年注目されている「選言説」という立場の検討を行う。

知覚という主題は哲学の歴史を通じて中心的テーマの一つでありつづけてきたが、ラッセルやムーアを始めとする分析哲学の伝統においても、認識論や心身問題などと直結する主題として盛んに論じられてきた。そして1990年代から2000年代にかけて、知覚の哲学はまた新たな装いのもとに活況を呈するに至っている。知覚の哲学の現状は混沌としているが、近年になって脚光を浴びるようになった「表象説 (representationalism)」(M. タイ、F. ドレッツキなど)と「選言説 (disjunctivism)」(P. スノードン、J. マクダウェル、M. マーティンなど)という立場をめぐる論争が、その二つの中心をなしていると言ってよいだろう。

表象説の多くのバージョン (特に、M. タイ、F. ドレッツキのバージョン) は、知覚の現象的側面——クオリア——を知覚の志向的 (表象的) 側面に還元し、そして志向性について物理主義的な説明を与えようとする。これは、クオリアという物理主義にとっての最大の難関を志向性概念によって無害化する試みとして、多くの議論的となっている。

他方の選言説も、ある意味では表象説と同じく知覚経験の「無害化」を目指していると言ったことができるものの、その精神は物理主義や還元主義とは根本的に異なっている。すなわち選言説は、「知覚とは心から独立の外界の事物そのものがあるがまま主体に現われることである」という、常識的、素朴实在論的な考え方を守ろうとするのである。このような素朴实在論は、「幻覚や錯覚のときには外的事物はあるがまま主体に現われないのだから、正常な知覚の場合も外的事物があるがまま現われることはできない」という議論に基づいて、長らく望みのないものと考えられてきた。しかし選言説の眼目は、「正常な知覚経験と正常でない経験は、(主体自身が識別できただけで) 実は根本的に異なる心的出来事だ」と主張することで、真正の知覚についての素朴实在論的理解をこの種の議論から救い出そうとすることにある。つまり、選言説によれば、まずは知覚と幻覚に共通のニュートラルな心的出来事があって、たまたまそれに対応する対象があれば知覚したことになり、対象がなければ幻覚に陥っていたことになるのではなく、主体は「正常に知覚したかあるいはそれと根本的に異なる幻覚という心的出来事を持ったかのどちらか」なのである (それゆえ選言説はその名で呼ばれる)。

本報告ではこの選言説を検討するが、その際特に、そもそもこの理論の動機づけとされる素朴实在論、もしくは知覚についての「常識的な」理解というものが、本当のところどれだけこの理論に説得性を与えることができるのかという点を考察したい。より具体的には、選言説は、「知覚主体としてのわれわれ自身に、知覚経験はどのようなものとして捉えられるか」という内観による現象学的データに最も合致する理論である、としばしば言われるが、果たして、選言説論者が言及する「内観がもたらすデータ」の内実とは何であり、またそれは本当に選言説によってのみ説明されうるものなのかという点を検討することを通じて、選言説を批判する予定である。この検討にあたっては、より一般的に、[1] 知覚についての内観や現象学的観察は、知覚に関する理論的問題——たとえば、知覚対象や知覚経験自身の存在論的身分等——について、いったい何を、あるいはどれだけのことを示唆しうるのか、そしてまた、[2] 哲学的な知覚理論が内観によるデータに「合致する」とか、それを「説明する」とはどういうことなのかといった問題に取り組むことになるであろう。

第2報告

功利主義者としてのラッセルと20世紀の倫理学の発展

児玉 聡(東京大学)

今日、ラッセルを道徳家(moralist)と考える人はあっても、倫理学者(moral philosopher)と考える人は少ないだろう。倫理の教科書に、ラッセルが第一次世界大戦に反対して投獄されたことや、核武装競争に反対して積極的に発言していたことが書かれていても不思議ではない。だが、規範倫理学あるいはメタ倫理学に関するラッセルの立場が倫理学の入門書で紹介されたり、彼の論文が倫理学のリーディングズに収録されたりすることは考えにくい。もっとも、50年ほど時代を遡れば話は異なる。たとえば1952年に出版されたW. SellarsとJ. Hospers編のReadings in Ethical Theoryでは、ラッセルの論文"Elements of Ethics"が一番最初に紹介されていた。当時は、ラッセルが20世紀の倫理学に一定の貢献をしているものと理解されていたことがわかる。しかし、時が流れ、20世紀の英米倫理学の歴史がよりコンパクトに記述されるようになるにつれ、ムーア、エア、スティーブソンは生き残り、ラッセルは20世紀倫理学の発展にはそれほどの貢献をなさなかった思想家として割愛されるようになったように思われる。

本報告の目的は、そのような評価を覆してラッセルを倫理学者として「甦らせる」ことではない。むしろ、ラッセルを「20世紀に活躍した功利主義者」と見なして、この視点から彼の倫理思想の展開について考えてみたい。周知の通り、20世紀はムーアから始まるメタ倫理学の一大発展があった。J.S. ミルを名付け親として持ち、ケンブリッジ大学でシジウィックの講義を聞いていたラッセルは、メタ倫理学の発展という荒波の中で、ムーア流の直観主義から、エアやスティーブソンなどの情動説へと大きく方向転換を行ない、最終的にはより自然主義的な立場に近付いていった(ラッセルの倫理・政治思想について、近年の優れたサーベイ論文としてはBart Schultz, Bertrand Russell in Ethics and Politics, 1992がある。第一節でメタ倫理学、第二節で規範倫理学、第三節で政治思想を扱っている)。このような度重なる方向転換を日和見主義と捉える向きもあるかもしれないが、メタ倫理学が発展して「正しい」や「善い」といった言葉の分析が深められていく中で、ラッセルは自らの功利主義的信念とその信念に基いた社会活動を基礎付ける土台を終生模索していたと見ることができる。本報告では、このような視点から、ラッセルを主人公として20世紀の倫理学の発展を振り返り、当時の倫理学の潮流の中で、ラッセルが自分の功利主義的立場をどのように修正し発展させようとしたかについて検討する。

第3報告

なぜ無ではなく何かが存在するのか
—20世紀イギリス哲学における形而上学の盛衰—

伊佐敷 隆弘 (宮崎大学)

本報告の目標は、「なぜ無ではなく何かが存在するのか」という問いを手がかりにして、20世紀イギリス哲学における形而上学の盛衰の歴史について一つの見通しを得ることである。

「なぜ無ではなく何かが存在するのか」。これは17世紀にライプニッツが問い、20世紀にハイデガーが問うた問いである。ハイデガーは1929年のフライブルク大学教授就任講演「形而上学とは何か」の末尾でこの問いを提出したが、この問いに先立って「無とは何か」と問い、「無は自ら無化する」と述べた。この「無は自ら無化する」という文は、カルナップが「無意味だ」と非難したことで有名である。カルナップは論理実証主義を掲げるウィーン学団の主要メンバーであるが、1932年の論文「言語の論理的分析による形而上学の克服」の中で、この文について、検証の方法が不明であり、かつ、論理的構文論に違反しているから意味をなさないと主張している。

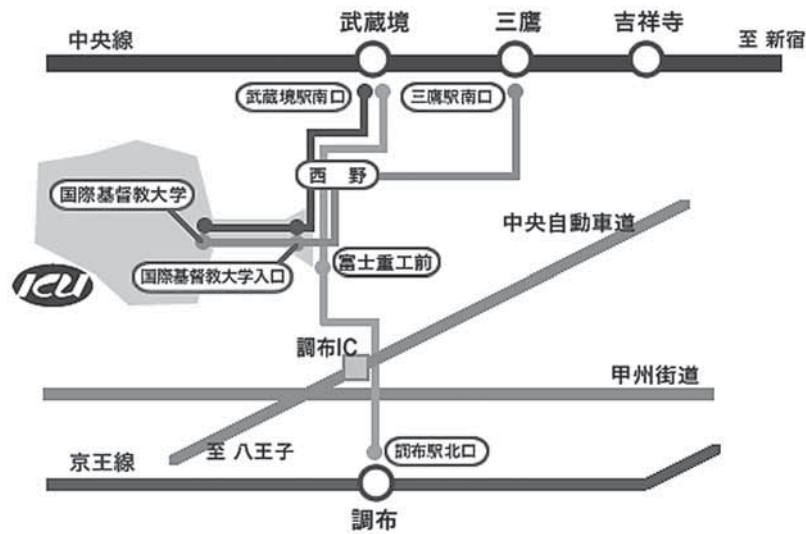
論理実証主義をイギリスで紹介したのは、オックスフォードの若き研究者エア(A.J.Ayer)である。エアは1932～33年にウィーンに滞在し、アメリカから来た同世代のクワインとともに、シュリックたちのもとで論理実証主義を学んだ。エアは帰国後、1936年に著書『言語・真理・論理』を公刊したが、この本の第1章は「形而上学の除去」と題されている。エアは命題を「ア・プリオリな命題」、「経験的命題」、「形而上学的命題」の3種類に分け、ア・プリオリな命題は言語上の用法に関する取り決めによって真となるトートロジーであり、経験的命題は検証されることによって確からしさが増す仮説であり、形而上学的命題は真でも偽でもない無意味な擬似命題だと主張した。また、エアの指導教員ライルは論理実証主義者ではなく日常言語学派に分類される哲学者であるが、既に1932年に論文「系統的に誤解を招く諸表現」において、「あたかも重大なことを語っているかのように『実在』や『存在』を命題の主語にして語ったり『実在的』を述語にして語ったりする形而上学的哲学者はこの上もない重罪人である。なぜなら、彼らの語ることは、よくて系統的に誤解を招く表現であり、最悪の場合は無意味だからである」と述べていた。このように20世紀前半のイギリス哲学において「形而上学」という名称は悪口に使われていた。

ところが、最近のイギリス哲学において「形而上学」という名称はアンソロジーやハンドブックのタイトルとして普通に用いられ、「分析形而上学(analytic metaphysics)」という分野名が現れるに至っている。この分野では「普遍と特殊」、「存在と同一性」、「個体と属性」、「様相と可能世界」、「決定論と自由」などの伝統的な問いが熱心に論じられている。そして、「なぜ無ではなく何かが存在するのか」という問いもそこで堂々と論じられているのである。たとえば、パーフィットやロウは1991年から2002年にかけてこの問いについてそれぞれ3本ずつ論文を発表している。アメリカのノージック、レッシュャー、ヴァン・インワーゲン、コニーらも含め、1980年代以降現在に至るまで、この問いに関する論文が次々に発表され続けているのである。

20世紀前半のイギリス哲学における形而上学排除の趨勢がいつの間にか変化したのだろうか。それとも、20世紀前半においても形而上学は実はそれほど排除されていなかったのか。

本報告では、まず、「なぜ無ではなく何かが存在するのか」という問いに関する1980年代以降のパーフィットたちの議論の内容を紹介し、次に、20世紀前半においてどんな理由に基づいて形而上学が排除されたのか、そして、1980年代までの時期に何が起こったのか、について考察する。

■交通アクセス —5つの駅からICUに来る方法—



● JR 中央線武蔵境駅南口から

小田急バス「国際基督教大学」行終点下車（乗車時間約12分、大学構内まで入ります）

小田急バス「狛江営業所」行、「狛江駅北口」行または「吉祥寺駅」行乗車「富士重工前」下車（約10分）
→徒歩10分。

● JR 中央線三鷹駅南口から

小田急バス「国際基督教大学」行終点下車（約20分、大学構内まで入ります）

小田急バス「武蔵小金井駅」行または「調布駅北口（西野御塔坂下経由）」行乗車「富士重工前」下車（約20分）
→徒歩10分。

● JR 中央線東小金井駅から

ICU 高校正門（ICU キャンパス内）まで徒歩20分。

● 京王線調布駅北口から

小田急バス「武蔵境駅南口」行または「三鷹駅（西野御塔坂下経由）」行乗車「富士重工前」下車（約20分）
→徒歩10分。

● 西武多摩川線新小金井駅から

ICU 高校正門（ICU キャンパス内）まで徒歩10分。

※小田急バス時刻表

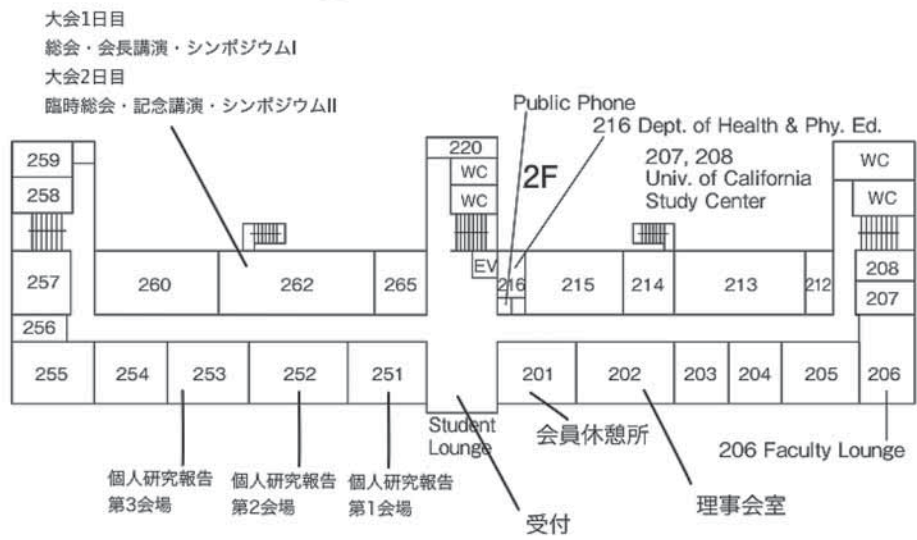
<http://www.odakyubus.co.jp/cgi-bin/search/mapsearch.cgi>

キャンパス案内図



2011年4月 April, 2011

会場(本館)案内図



宿泊施設案内

宿泊される方は各自でご予約をお願いします。武蔵境駅、三鷹駅、吉祥寺駅近くのホテルが便利です。

●武蔵境駅周辺

ビジネスホテル シティテル武蔵境

東京都武蔵野市境南町 2-4-15 / 0422-33-5111

ホテルメッツ武蔵境

東京都武蔵野市境南町 2-1-8 / 0422-32-5111

●三鷹駅周辺

リッチモンドホテル東京武蔵野

東京都武蔵野市中町 2 - 4 - 1 / 0422-36-0022

三鷹シティホテル

東京都三鷹市下連雀 3-21-5 / 0422-48-4111

●吉祥寺駅周辺

吉祥寺東急イン

東京都武蔵野市吉祥寺南町 1-6-3 / 0422-47-0109

吉祥寺第一ホテル

東京都武蔵野市吉祥寺本町 2-4-14 / 0422-21-4411

国際基督教大学入口から各駅への小田急バス時刻表

国際基督教大学入口

行き先	三鷹駅				
経路	国際基督教大学～三鷹駅				
系統番号	廣 5 1				
時	平日	時	土曜	時	休日
5		5		5	
6		6		6	
7	21 27 33 40 44 47 52 57	7	24 32 48 56	7	24 32 48 56
8	01 07 13 18 27 32 38 47 56	8	18 33 41	8	18 33 41
9	16 31 51	9	01 11 18 41 51	9	01 11 18 41 51
10	17 26 46	10	07 14 37 52	10	07 14 37 52
11	05 28 45	11	01 22 31 39	11	01 22 31 39
12	06 29 57	12	01 17 26 52	12	01 17 26 52
13	07 24 41	13	11 16 42 54	13	11 16 42 54
14	06 29 44	14	16 33 41	14	16 33 41
15	06 26 41	15	03 13 32 38	15	03 13 32 38
16	01 09 24 45	16	01 15 24 36	16	01 15 24 36
17	01 17 27 43 59	17	05 28 36 59	17	05 28 36 59
18	06 29 52	18	15 39 53	18	15 39 53
19	13 27 43	19	00 13 32 51	19	00 13 32 51
20	09 25 43	20	12 32 56	20	12 32 56
21	06 26	21	20 41	21	20 41
22		22		22	
23		23		23	
24		24		24	
25		25		25	

国際基督教大学入口

行き先	武蔵境駅南口				
経路	国際基督教大学～武蔵境駅南口				
系統番号	境 9 3				
時	平日	時	土曜	時	休日
5		5		5	
6	26 52	6	26 52	6	26 52
7	19 48 55	7	18 45	7	18 45
8	17 24 31 45 53	8	14 43	8	14 43
9	01 15 30 44 59	9	01 17 31 45 59	9	01 17 31 45 59
10	13 28 43	10	13 29 41 58	10	13 29 41 58
11	12 28 41 58	11	13 28 42	11	13 28 42
12	11 28 41 58	12	11 40	12	11 40
13	11 27 40 57	13	09 37	13	09 37
14	10 25 39 53	14	05 22 34 52	14	05 22 34 52
15	09 22 39 49 57	15	03 20 32 49	15	03 20 32 49
16	08 17 26 37 46 55	16	01 16 30 45 59	16	01 16 30 45 59
17	08 24 38 52	17	14 28 43 57	17	14 28 43 57
18	06 20 34 52	18	26 55	18	26 55
19	07 22 36	19	24 52	19	24 52
20	00 28 57	20	20 52	20	20 52
21	30	21	30	21	30
22	01	22	01	22	01
23		23		23	
24		24		24	
25		25		25	

《会員の皆様に——大会参加にあたって》

1. 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を本案内に同封しています。また、封筒の宛名ラベルの右下には2011年度分までの請求額が印字されています。(0もしくはマイナスの数字は会費が納入済みであることを示します)。年会費は6,000円です。なお大会会場での会費納入の受付は行いません。

2. 大会参加費

1,000円を大会受付にてお支払い下さい。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には2,000円(大学院生は1,000円)をお支払いいただきます。

3. 昼食

懇親会場の「東ヶ崎潔記念ダイアログハウス」1階が大学食堂となっております。また購買部のある「デューフェンドルファー記念館西館」1階にお弁当、サンドイッチ、コーヒーなどを販売している喫茶コーナー「ラ・テラス」があります。

4. 懇親会

会場 東ヶ崎潔記念ダイアログハウス 1階 Aフロア

3月27日(火) 午後6時00分より

懇親会費(一般会員6,000円 大学院生会員4,000円)を大会受付でお支払いください。

5. 会場校問合せ先(大会事務局)

〒181-8585

東京都三鷹市大沢3-10-2 国際基督教大学

E R B - I 226号室 矢嶋直規研究室 (Tel: 0422-33-3088 Fax: 0422-34-6983)

Email: yajima@icu.ac.jp

日本イギリス哲学会第36回総会・研究大会プログラム・報告要旨

発行日 2012年1月27日

発行者 日本イギリス哲学会 会長：中才 敏郎

事務局 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

立命館大学文学部 伊勢俊彦研究室内

Tel: 075-466-3280 (研究室直通) / Fax: 075-465-8188 (文学部事務室)

E-mail: tit03611@lt.ritsumei.ac.jp

URL: <http://www.jsbph.org/>

